令和８年（フ）第１８１号
滋賀県彦根市稲部町48番地１（203号）
債務者　八丸　大祐
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１８５号
滋賀県彦根市平田町378番地１（203号）
債務者　福岡　一寿
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１１２１号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地32棟203号
債務者　西村　裕貴
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１４２号
京都市右京区嵯峨苅分町26番地25
債務者　西井　一博
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２６０号
奈良市三条添川町２－８　ＫＢＫ三条ビル403、住民票上の住所奈良市大宮町二丁目３番４－1003号
債務者　田中　麻衣（旧姓萩原）
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０４号
奈良市佐保台西町98番地　コートヒルズ502号
債務者　濵崎美貴子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１７号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７－408
債務者　渋谷　正則
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６１３号
岡山市中区江並288番地３　フォブール萩原105号室
債務者　安藤由貴子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５７号
岡山市北区奉還町一丁目10番15号　ウェーブレジデンス岡山駅西口301号室
債務者　鍜治谷　寛
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１号
愛媛県新居浜市西の土居町二丁目２番26号　メゾンドルミエールＢ201号
債務者　兵頭　はる奈（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第５２６号
大分県別府市大字内竈3017番地の１　ラインハイムＳＴ－Ａ
債務者　藏座　敬章
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２７号
大分県別府市野口中町14番26号　永生会母子ホーム
債務者　小田　智美
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３６号
宮崎市中村東１丁目１番19号　アネックス宮崎ビル401号、前住所宮崎県都城市平塚町2880番地６
債務者　水谷　遥花
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３７号
宮崎市吾妻町129番地１　リバーサイド河村206号、前住所宮崎市吉村町大町前甲2200番地４
債務者　川邊　章雄
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３８号
宮崎市江平中町４番地１　丸栄ビル402号
債務者　徳益孝一郎
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４５４号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名2807番地１、前住所宮崎市清武町今泉丙2614番地14　ホワイトテラスＳ301号
債務者　帖地　　健
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係